

# 湯沢町地域除雪支援体制づくり事業実施要綱

## （目的）

第 1 項 この事業は、要援護世帯等を対象に除雪支援等を行うボランティアに対して除雪機及び器具等（以下「除雪機具」という）を貸し出し、冬季における高齢者等要援護世帯への見守りや除雪等の生活支援を行うことにより、除雪等のボランティアの組織化及び活発化を促進し、地域の支え合い体制づくりを図ることを目的とする。

## （事業主体及び事務局）

第 2 項 事業主体は湯沢町社会福祉協議会（以下「湯沢町社協」）とし、事務局も湯沢町社協に置く。

## （事業内容）

第 3 項 自力では除雪することが困難な要援護世帯等を対象に除雪支援を行うボランティアに対して除雪機具等の貸し出しを行う。併せて、除雪等をきっかけとした見守り・生活支援ボランティアの組織づくりを促進する。

## （貸出対象者）

第 4 項 除雪器具等の貸出対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) ボランティア団体
- (2) 町内会
- (3) その他、湯沢町社協会長が認めた団体・者

## （使用手続き）

第 5 項 除雪機具の使用にあたっては、別に定める「除雪機具等使用申込書」に記入するものとし、返却の際には、別に定める「活動記録簿」に記入するものとする。

## （使用料等）

第 6 条 使用料は無料とする。ただし、貸出を受けた除雪機の使用にかかる燃料代は借受団体の負担とし、除雪機の運搬を行うことを条件とする。除雪機の貸出し日数は 1 回の貸出しにつき 2 日以内とする。

## （損傷及び故障）

第 7 条 借受団体は、除雪機を損傷若しくは故障したとき等は、直ちにその状況を事務局に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 借受団体は、前項の損傷若しくは故障したとき等が自らの責めに帰すべき理由によるときは、自己負担においてこれを補てんし、修理しなければならない。
- 3 借受団体は、除雪機を使用しての作業中、自己もしくは第三者に被害を与えた場合は、賠償責任保険適用外については自らの責任で解決しなければならない。

(貸出中止)

第 8 条 会長は、借受団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その貸出期間にかかわらず、除雪機の貸し出しを中止し、返却させることができる。

- (1) この要項又は貸出条件に違反したとき
- (2) その他、除雪機の管理上必要があるとき

(返却)

第 9 条 借受団体は、貸出期間を満了したときは、除雪機の異常の有無を確認し、燃料を満タンにしたうえで、返却しなければならない。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。